

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届け出ました。

その要旨については、以下のとおりです。

1. 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

(1) 緊急時活動レベルの枠組みの変更に伴う修正

伊方発電所1号機の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたことから、1号機は、原子力災害対策指針にて適用される緊急時活動レベル（EAL）の枠組みが変更となり、使用済み燃料ピットの冷却機能に関するEALが不要となることから、当該箇所の修正を行います。

(例)

- ・警戒事態（AL）の発令基準である「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ」の対象から1号機を削除。

(2) その他

- ・当社組織整備（平成30年4月、平成31年3月）に伴う組織名称の修正。
- ・原子力緊急事態支援組織の資機材数見直しに伴う修正など。

2. 運用開始日

平成31年3月20日

(参考) 原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を原子力事業者防災業務計画に定め、運用している。

以上